

指定通所リハビリテーションしみず運営規程

第 1 章 事業の目的及び運営方針

(事業の目的)

第 1 条 医療法人共済会が開設する指定通所リハビリテーション事業所しみず（以下「通所リハビリテーション事業所」という）が行う指定通所リハビリテーションの事業及び介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営に関する事項を定め、事業所の看護師又は介助員（以下「看護師等」という。）が認知症等の精神障害を有する患者、又は脳血管疾患等に起因する運動障害を有する患者の心身機能の維持・回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

- 第 2 条 事業所の看護師等は要介護者等の心身機能の維持・回復を目的とする計画的な医学的管理の下で機能訓練、入浴、食事、その他の援助を行う。
2. 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努める。

第 2 章 事業所の名称等

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

1. 名 称 通所リハビリテーションしみず
2. 所 在 地 倉吉市幸町 512-1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する従業者の職種・員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管 理 者 1 名
管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
2. 管理代行者 1 名（理学療法士 兼務）
管理代行者は、管理者と共に事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも通所リハビリテーションの業務に当たるものとする。
3. 医 師 1 名
利用者の医学的管理に当たるものとする。
4. 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 4 名以上（内、1 名 管理代行者兼務）
運動機能検査等を基に利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標と内容を定め、事業計画を作成する。
5. 介 護 職 員 10 名以上
事業の提供に当たる。
6. 管理栄養士 1 名

栄養改善サービスの提供に当たる。

7. 看護職員 1名

看護、及び事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

1. 営業日 月曜日から土曜日までとする。但し、12月31日から1月3日までを除く。
2. 営業時間 9時00分から16時00分までとする。

(事業の利用定員)

第 6 条 事業の利用定員は50名以内とする。

(事業の内容及び利用料等)

第 7 条 事業の内容及び利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、事業を提供した場合の利用料の額は当該指定通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、利用者負担割合に応じた額とする。

2. 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、徴収しない。
3. 食費は1食につき625円を徴収する。
4. 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は、倉吉市・湯梨浜町・三朝町・北栄町の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第 9 条 看護師等は、事業を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第 10 条 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

第 3 章 運営に関する重要事項

(内容及び手続きの説明及び同意)

第 11 条 事業の開始に際し看護師等は、利用申込者若しくはその家族にサービス内容及び利用料金等の重要事項を記した文書を交付し、同意をする旨の文書に署名を受ける。

(秘密保持)

- 第12条 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
2. 従業者でなくなった後においても、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
 3. サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者若しくはその家族に、個人の情報を用いる旨の同意文書に署名を受けることとする。

(身体拘束等の禁止)

- 第13条 事業所は、当該利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束、その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
2. 前項の規定による身体拘束等は、あらかじめ利用者の家族に説明を行い、同意を文書で得た場合のみその条件と期間においてのみ行うことができる。

(記録の整備)

- 第14条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
2. 事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーション等の提供に関する次の各号に掲げる記録を整理し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - ① 通所リハビリテーション計画書及び介護予防通所リハビリテーション計画書
 - ② 通所リハビリテーション報告書及び介護予防通所リハビリテーション報告書
 - ③ 具体的なサービスの内容等の記録
 - ④ 市町村への通知に係る記録
 - ⑤ 苦情の内容等の記録
 - ⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(虐待防止に関する事項)

- 第15条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
- ① 虐待防止委員会を定期的開催し、その結果を従業者に周知徹底する
(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)
 - ② 虐待防止のための指針の整備
 - ③ 虐待防止のための研修の実施
 - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(衛生管理)

- 第16条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、感染症予防及び蔓延防止のため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 感染症予防及び蔓延防止のための委員会を年2回以上開催し、従業者に周知
- ② 感染症予防及び蔓延防止のための指針を整備
- ③ 従業者に対し、定期的な研修を実施

(業務継続計画の策定等)

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する継続的なサービス実施及び早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し業務継続計画の周知並びに定期的な研修を実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画を見直し、必要に応じて変更するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第18条 事業所は、適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するために指針の整備等必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、従業者(介護保険法第8条第2項に定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。なお事業所が新たに採用した従業者においては、採用後1年以内に受講するものとする。

附 則

この規程は平成12年	4月	1日	より施行する。
この規程は平成13年	4月	1日	一部改正し、同日より施行する。
この規程は平成14年	4月	1日	一部改正し、同日より施行する。
この規程は平成15年	10月	1日	一部改正し、同日より施行する。
この規程は平成16年	4月	1日	一部改正し、同日より施行する。
この規程は平成16年	7月20日	1日	一部改正し、同日より施行する。
この規程は平成16年	11月	1日	一部改正し、同日より施行する。
この規程は平成17年	4月	1日	一部改正し、同日より施行する。
この規程は平成17年	10月	1日	一部改正し、同日より施行する。
この規程は平成18年	4月	1日	一部改正し、同日より施行する。
この規程は平成18年	9月	4日	一部改正し、同日より施行する。
この規程は平成20年	4月	1日	一部改正し、同日より施行する。
この規程は平成20年	7月28日	1日	一部改正し、同日より施行する。
この規程は平成20年	8月	1日	一部改正し、同日より施行する。
この規程は平成21年	11月	1日	一部改正し、同日より施行する。
この規程は平成22年	2月	1日	一部改正し、同日より施行する。
この規程は平成22年	4月19日	1日	一部改正し、同日より施行する。
この規程は平成23年	1月17日	1日	一部改正し、同日より施行する。
この規程は平成23年	6月	1日	一部改正し、同日より施行する。
この規程は平成23年	7月	1日	一部改正し、同日より施行する。
この規程は平成24年	4月	1日	一部改正し、同日より施行する。
この規程は平成26年	4月	1日	一部改正し、同日より施行する。
この規程は平成27年	8月	1日	一部改正し、同日より施行する。
この規程は平成29年	9月15日	1日	一部改正し、同日より施行する。
この規程は平成30年	4月	1日	一部改正し、同日より施行する。
この規程は令和元年	10月	1日	一部改正し、同日より施行する。
この規程は令和4年	6月	1日	一部改正し、同日より施行する。
この規程は令和4年	10月	1日	一部改正し、同日より施行する。
この規程は令和5年	4月	1日	一部改正し、同日より施行する。
この規程は令和5年	7月	1日	一部改正し、同日より施行する。
この規程は令和5年	11月	1日	一部改正し、同日より施行する。
この規程は令和6年	3月	1日	一部改正し、同日より施行する。